



災害廃棄物処理に向けた環境省の取組

(初任者向け災害廃棄物処理説明会)

令和8年5月22日

近畿地方環境事務所 資源循環課



- 1. 環境省の取組**
- 2. 災害廃棄物処理計画の策定状況**
(第五次循環型社会形成推進基本計画)
- 3. 近畿地方環境事務所が実施する事業**
- 4. 令和8年度のトピック**

1. 環境省の取組

災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたる**ことが重要**であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一に。**
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

- **周辺的环境や住民の健康に著しい悪影響**を及ぼしている場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- 仮置場運営業務など、多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要（契約や予算執行等）。

災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※ 災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組

- 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む）
- 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結
- 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加

など

地域ブロック レベルの取組

- 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化
- 大規模災害に備えた行動計画の策定
- 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有
- セミナーや人材交流等の人材育成
- 合同防災訓練の実施

など

全国レベルの 取組

- 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進
- 災害廃棄物処理に関する技術開発
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備

など

地域ブロック協議会の設立

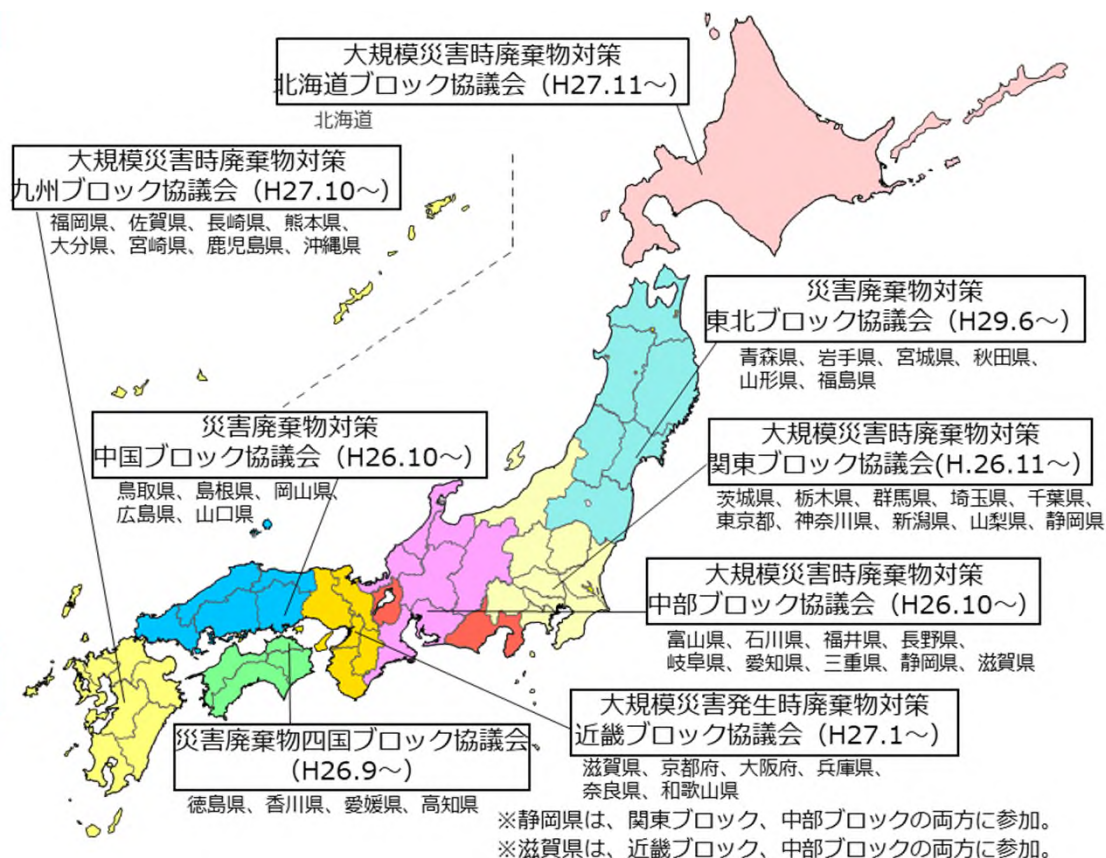
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、地域ブロック協議会を全国 8 箇所へ設立。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定、地域ブロックにおける共同訓練の開催、自治体への処理計画の策定支援や訓練への協力を実施。

地域ブロック協議会の活動内容

- ①地域ブロック協議会の運営
- ②地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成や見直し
- ③自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録誌等の作成

構成

環境省、関係省庁地方支分部局、都道府県、主要な市町村
廃棄物処理事業者団体、専門家 等





大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

設立・目的

平成27年1月設立。近畿ブロックにおいて、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討し、実効性のある行動計画の充実化に結び付けることを目的とする。

構成員（令和7年度時点）

【府県】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【政令市】

京都市、大阪市、堺市、神戸市

【中核市】

大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市

【府県推薦市町】

四條畷市、田尻町、洲本市、豊岡市、生駒市、斑鳩町、広陵町、川上村、海南市、田辺市

【民間団体】

大阪湾広域臨海環境整備センター
産業資源循環協会（大阪府、兵庫県、和歌山県）

【有識者】

総合地球環境学研究所 教授 浅利 美鈴
廃棄物・3R研究財団 研究参与 高田 光康
神戸大学大学院 准教授 田畑 智博
龍谷大学 講師 水原 詞治

【国の機関】

近畿地方整備局、近畿地方環境事務所

【オブザーバー】

関西広域連合、近畿財務局、鳥取県、徳島県

令和8年度の主な活動予定

【協議会運営・調査等】

協議会(2回)
府県WG+分科会（計5回程度）
政令市・中核市WG(1回程度)
市町村WG(政令市・中核市を除く、1回程度)
有識者WG(1回程度)
関係団体との意見交換（3団体程度）
大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

【人材育成】

初任者向け(1回)、課題別研修会(3回程度)

【その他】

府県及び市町村災害廃棄物処理計画の改定支援
仮置場設置・運営訓練等の実施
地域別出前講座の実施
広域連携行動計画の改定内容の検討
災害廃棄物処理計画の収集・整理



発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



【現地への職員派遣等】

- ・災害廃棄物処理に関する助言
- ・補助金制度に関する説明 等

支援自治体
都道府県
市区町村

【人材バンクに基づく派遣】
【行動計画に基づく派遣】

- ・災害廃棄物処理に関する助言
- ・事務作業等の活動支援 等

D.Waste-Net
**災害廃棄物
処理支援ネット
ワーク**

【D.Waste-Net派遣】

- ・災害廃棄物処理に関する助言
等

被災自治体
都道府県
市区町村

情報共有等による連携

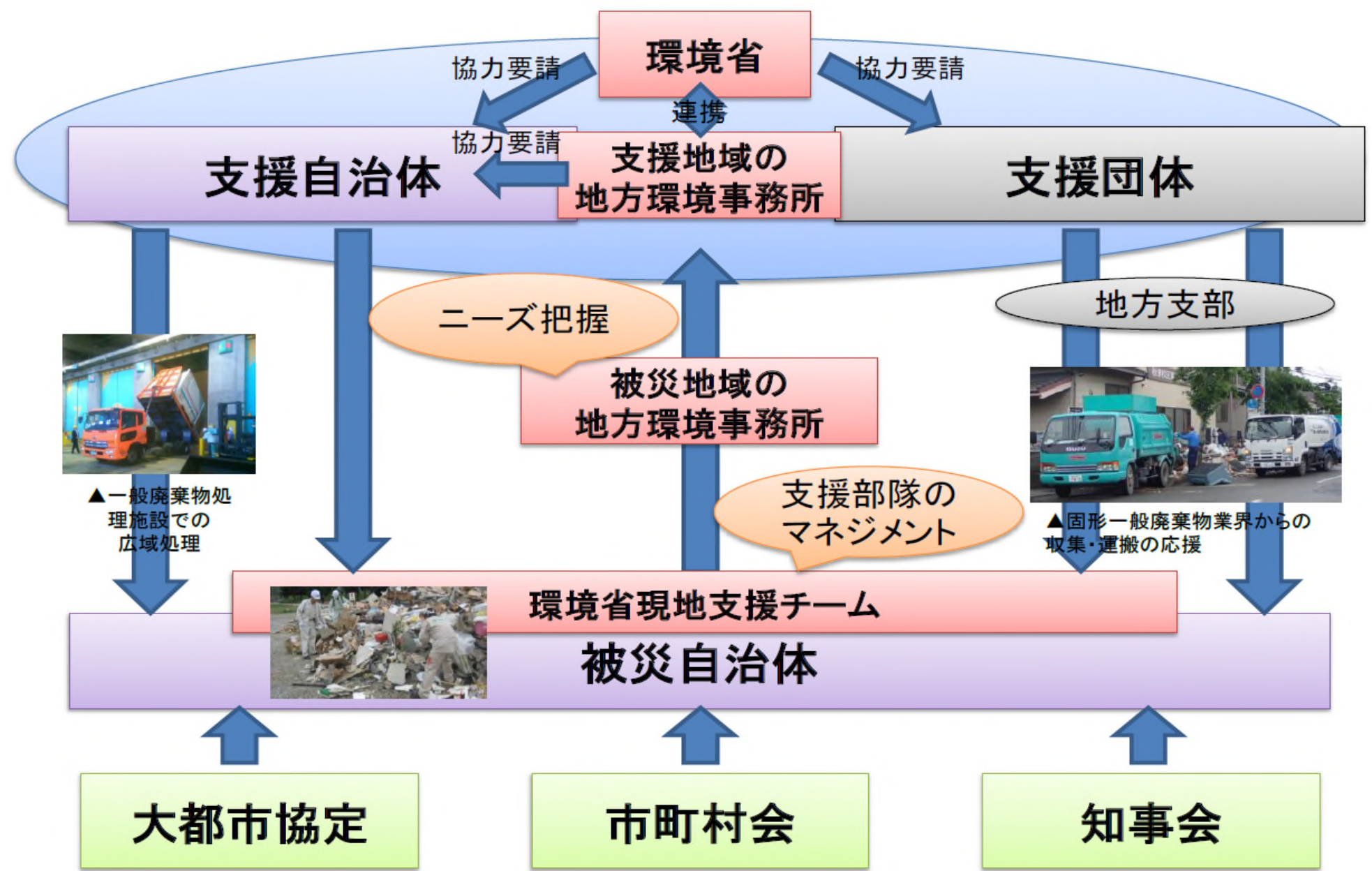
派遣調整

派遣調整

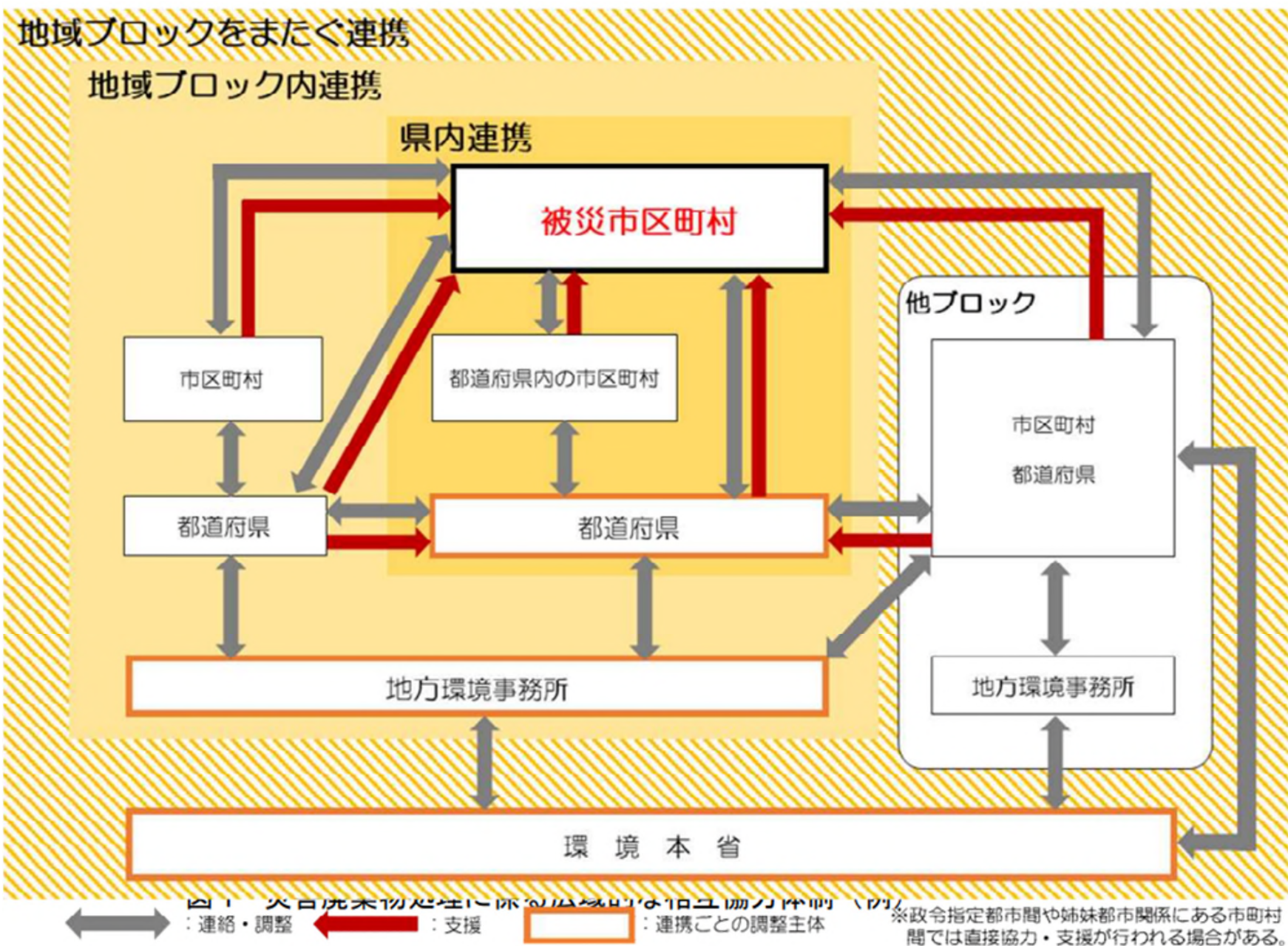
他省庁、他団体との連携
土砂混じりがれきの対応（国交省連携）
街中からの災害廃棄物撤去
（自衛隊連携、ボランティア団体連携）

・災害廃棄物撤去支援
等

発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（イメージ図）



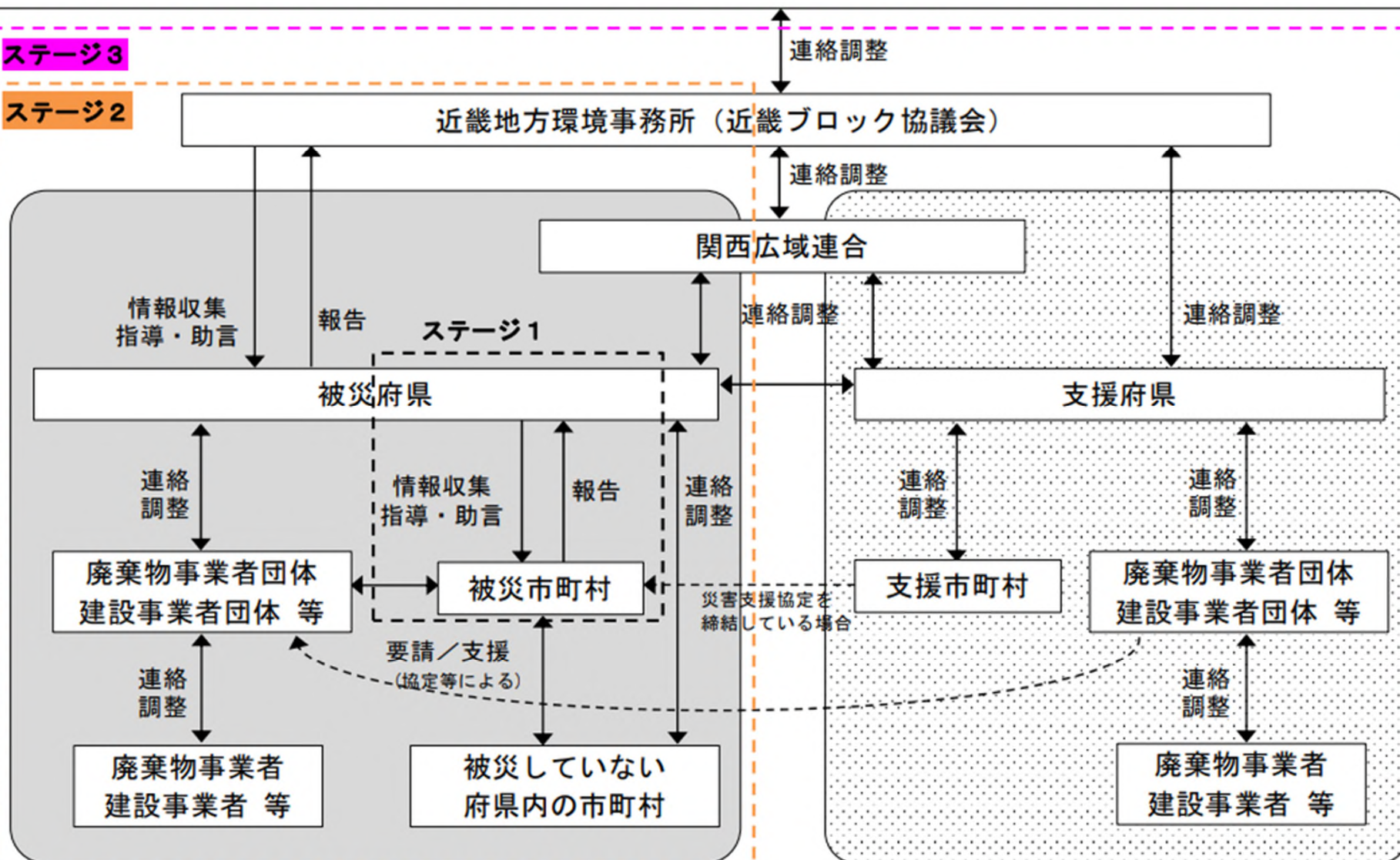
災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（近畿イメージ図）

ステージ4

環境省(本省、他の地方環境事務所)、他府省(本省、出先機関)、D.Waste-Net、有識者、民間団体 等

ステージ3

ステージ2



「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

（１）制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」（以下「支援員」）として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

※令和8年3月時点：登録者**368**名



茨城県取手市の支援を行う
栃木県栃木市職員
(令和5年台風第2号)
※環境省撮影

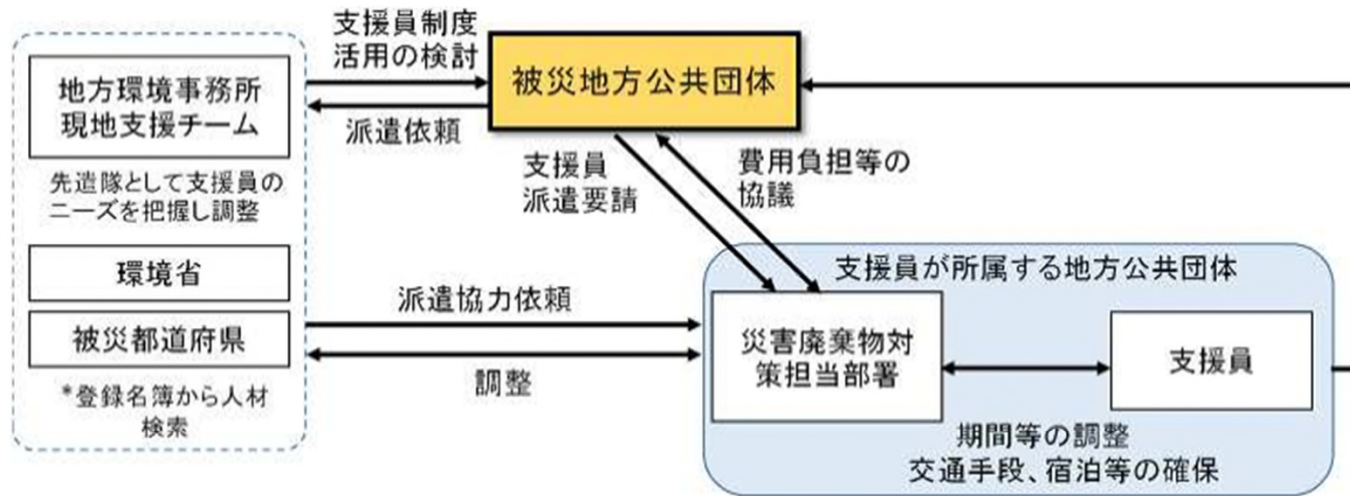
（２）これまでの支援実績（令和8年3月時点）

- 令和3年8月31日：支援員2名が静岡県熱海市で支援
- 令和3年9月～12月：支援員1名が広島県北広島町で支援
- 令和4年8月16～20日：支援員1名が青森県鱒ヶ沢町で支援
- 令和4年8月24～26日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年8月26～28日：支援員3名が新潟県村上市、関川村で支援
- 令和4年8月31～9月2日：支援員1名が福井県南越前町で支援
- 令和4年10月13～15日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年10月24～31日：支援員1名が静岡県川根本町で支援
- 令和5年6月5～14日：支援員6名、補佐職員7名が茨城県取手市で支援
- 令和5年7月27～28日：支援員1名が石川県珠洲市で支援
- 令和5年7月21日～9月21日：支援員10名、補佐職員9名が秋田県秋田市で支援
- 令和5年9月7日～11月16日：支援員1名が山口県美祢市で支援
- 令和6年1月5日～10月30日：支援員91名、補佐職員78名が石川県及び富山県の各市町で支援
- 令和6年8月21日～9月11日：支援員2名、補佐職員1名が山形県鮭川村で支援
- 令和7年9月2日～9月4日：支援員2名が熊本県上天草市で支援

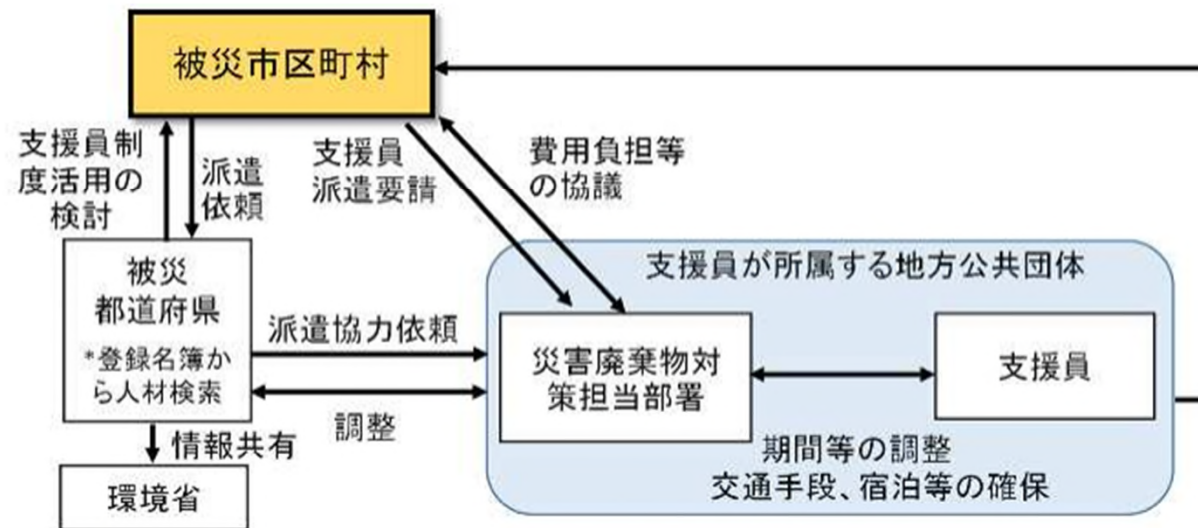


秋田県秋田市の支援を行う東京都職員
(令和5年7月15日からの大雨)
※環境省撮影

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用の流れ



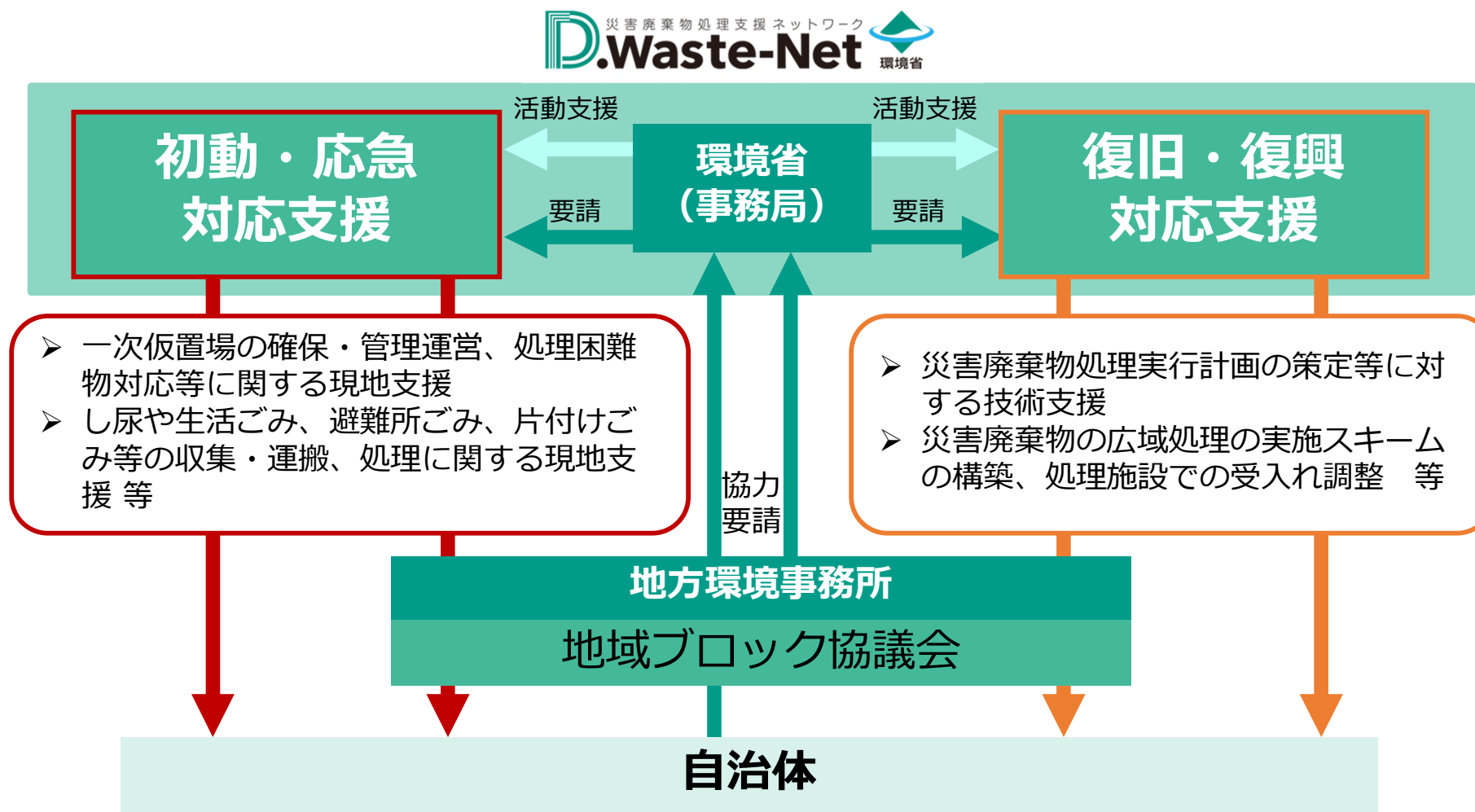
【図4 国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【図5 被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の支援の仕組み

- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、同メンバーの協力のもと環境省が事務局となって運営。
- D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面において、機能・役割を発揮。



災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)のメンバー及び活動実績

メンバー（令和8年3月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応	復旧・復興対応
<p>（1）研究・専門機関 （研究機関・学会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(国研)国立環境研究所 ○(一社)廃棄物資源循環学会 ○(一財)廃棄物・3R研究財団 <p>（専門機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)日本環境衛生センター ○(一財)日本ペストコントロール協会 ○(一財)におい・かおり環境協会 ○(一財)自動車リサイクル促進センター <p>（2）一般廃棄物関係団体 （自治体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)全国都市清掃会議 <p>（民間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国一般廃棄物環境整備協働組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○(一社)全国清掃事業連合会 ○(一社)日本環境保全協会 	<p>（1）研究・専門機関 （研究機関・学会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(国研)国立環境研究所 ○(一財)地盤工学会 ○(一社)廃棄物資源循環学会 <p>（専門機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)日本環境衛生センター <p>（2）廃棄物処理関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一社)環境衛生施設維持管理業協会 ○(一社)持続可能社会推進ソサエティ協会 ○(一社)セメント協会 ○(一財)全国産業資源循環連合会 ○(一社)泥土リサイクル協会 ○(一社)日本環境衛生施設工業会 ○(一社)日本災害対応システムズ <p>（3）建設業関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)全国解体工事業団体連合会 ○(一社)日本建設業連合会 <p>（4）輸送等関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会

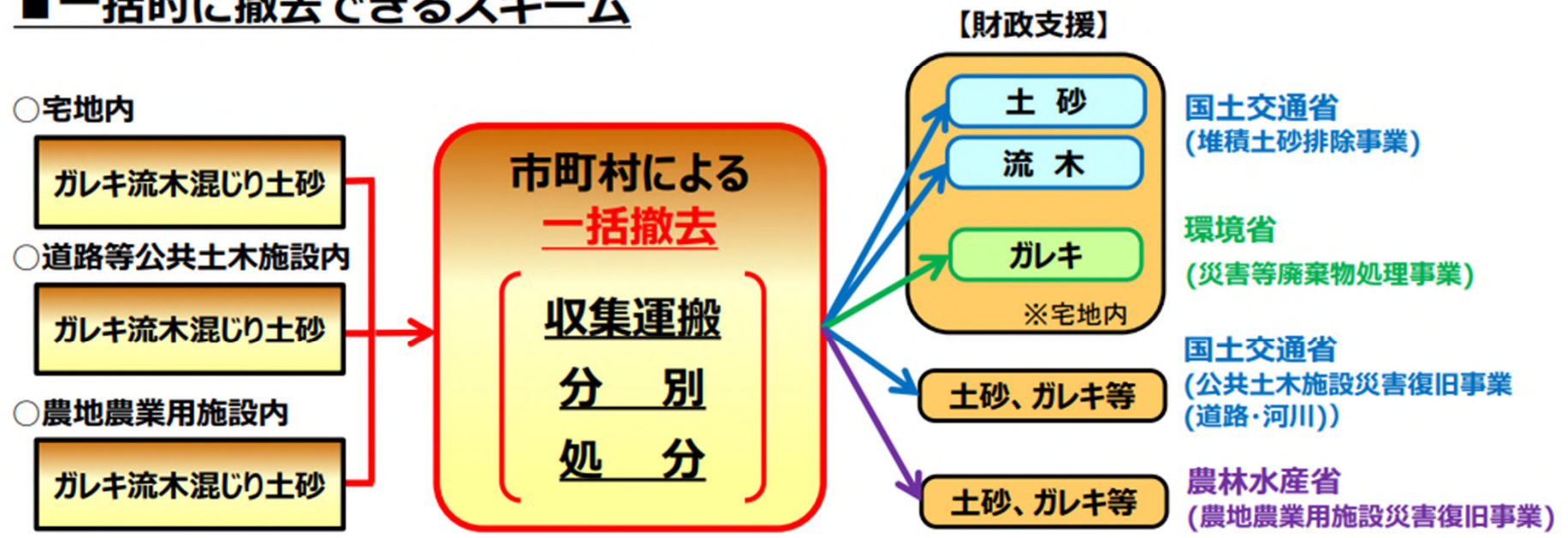
発生年月	災害名
平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号
令和5年7月	令和5年7月15日からの大雨
令和5年9月	令和5年台風第13号
令和6年1月	令和6年能登半島地震
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨



国土交通省との連携（廃棄物・土砂一括撤去スキーム）

- 宅地、道路、農地等に堆積した土砂、流木、ガレキ等を迅速に撤去し、生活や生業の早期再建につなげる必要がある。
- このため、土砂・流木・ガレキ等が宅地・道路・農地等に一樣に堆積している場合、市町村が一括撤去し、その費用を事後的に事業間で精算することを可能とするスキームを構築。
（農林水産省・国土交通省・環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用）

■ 一括的に撤去できるスキーム



【面積按分】
 宅地⇔公共土木施設⇔農地農業用施設

【重量按分】
 宅地内における「土砂・流木」⇔「ガレキ」

(出典) 国土交通省「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」(令和7年8月)

2. 災害廃棄物処理計画の策定状況

(第五次循環型社会形成推進基本計画)

第五次循環型社会形成推進基本計画について

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、**産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献**

将来世代の未来につなげる**国家戦略として策定**

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

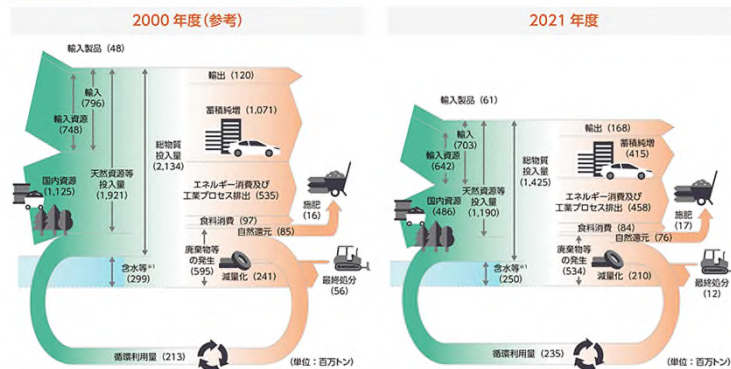
第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

図 3-1-1 我が国における物質フロー（2021年度）



経済・社会面に着目した施策の展開

環境面に着目した施策の展開

第五次循環型社会形成推進基本計画について



計画の構成

< 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋 (循環経済先進国としての国家戦略)

< 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

< 3 > 目指すべき循環型社会の将来像

< 4 > 各主体の連携と役割

< 5 > 国の取組

5つの柱
(重点分野)
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標
及び取組の進展に関する指標を設定

5つの柱 (重点分野)

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行



国の取組

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等を通じた技術開発と、情報流通基盤の整備
- 環境教育等促進法に基づく取組推進、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を促進
- 廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化
 - 地域における廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組の促進
 - 熱回収の高度化やCCUS等の技術開発の推進
 - 災害廃棄物等を円滑・迅速に処理できる広域連携体制の構築
- 環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適切な管理や廃棄物の適正処理に向けた対策を講じる
- 廃棄物・資源循環の専門人材等の育成・確保の強化・検討
- 災害廃棄物分野の人材育成・訓練、災害廃棄物処理計画の点検・見直しなど実効性向上に向けた取組への支援
- 化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及
- 除去土壌等について放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き適正かつ安全に処理

指標

		指標名	数値目標【目標年次】
1) 最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準（22年分）を維持【2030年度】	
	産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準（17年分）を維持【2030年度】	
2) 不法投棄・不適正処理量等		—	
3) 産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%【2030年度】	
4) 災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%【2030年度】	
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	都道府県100%、市町村60%【2030年度】	
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%【2030年度】	

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

災害廃棄物処理計画の策定状況

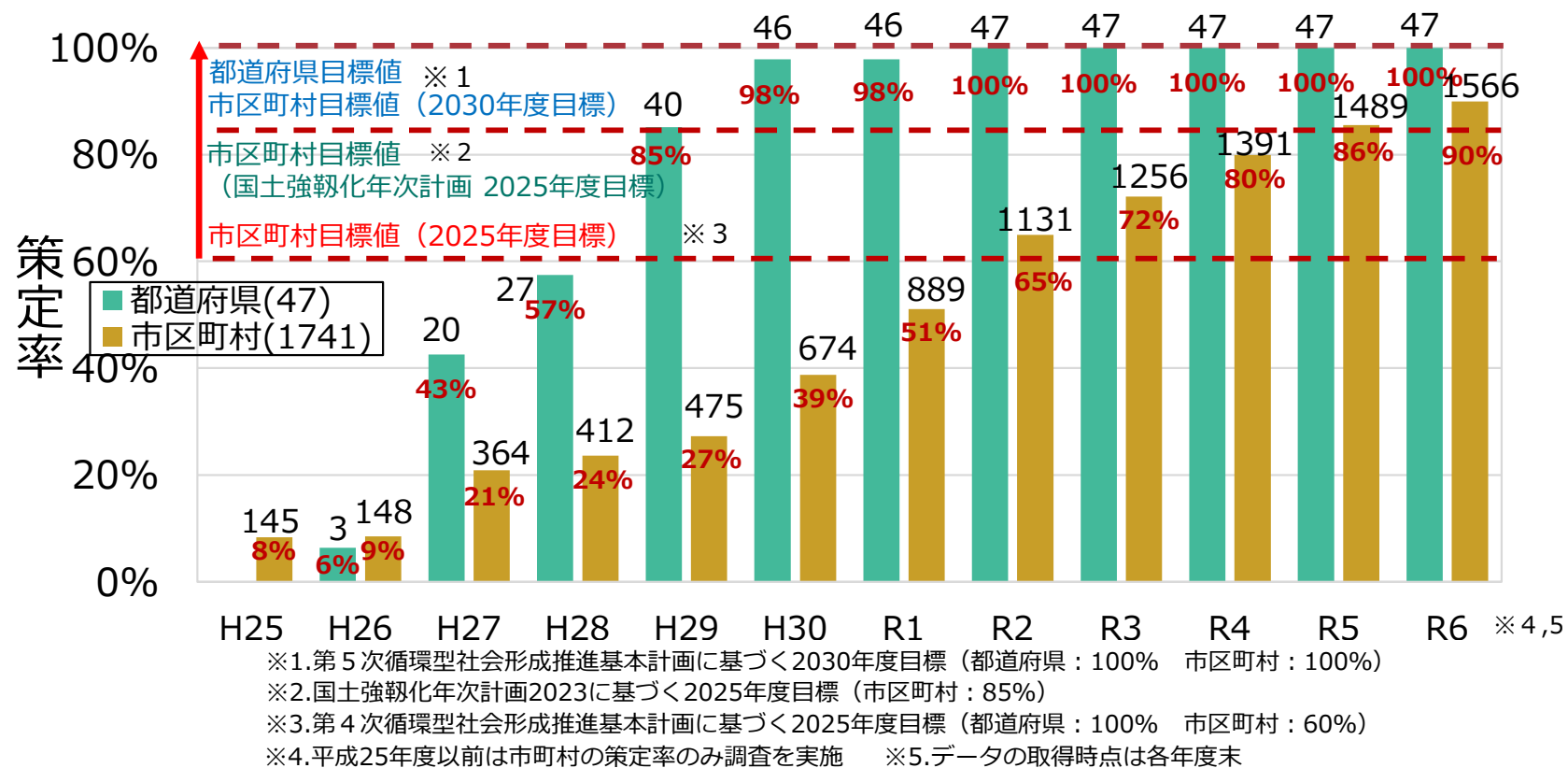
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



今後の 施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

近畿ブロックにおける災害廃棄物処理計画の策定状況

計画上の目標値

年度目標	都道府県	市町村
第4次循環型社会形成推進基本計画(2025年度目標)	100%	60%
第5次循環型社会形成推進基本計画(2030年度目標)	100%	100%

災害廃棄物処理計画の人口規模別策定率（令和7(2025)年度末時点、速報値）

人口規模(2020年度)	市町村数	策定数	策定率
5万人未満	113	109	約96%
5万人以上10万人未満	42	42	100%
10万人以上50万人未満	38	38	100%
50万人以上	5	5	100%
全体	198	194	約97%

※近畿6府県の策定率は100%

3. 近畿地方環境事務所が実施する事業

R8「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」事業

- 1. 災害廃棄物の処理に係る調査
- 2. 近畿ブロック協議会、ワーキンググループ、意見交換
- 3. 大規模災害発生時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討
- 4. 人材育成事業
- 5. 地域別出前講座
- 6. 仮置場設置・運営訓練等の実施・運営に係る支援
- 7. 府県及び市町村災害廃棄物処理計画改定に係る支援
- 8. 行動計画の改定に係る検討
- 9. 府県及び市町村等の災害廃棄物処理計画の収集・整理

1. 災害廃棄物の処理に係る調査

(1) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ①災害廃棄物処理計画の策定状況等
- ②災害時相互協定
- ③災害廃棄物処理に関する研修・訓練
- ④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況
- ⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）
- ⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制
- ⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

(2) 近畿地方環境事務所が定期的に実施する調査

- ①災害廃棄物仮置場調査
- ②府県有地等の仮置場候補地調査

R8「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」事業

2. 近畿ブロック協議会、ワーキンググループ、意見交換

近畿ブロック協議会（2回）、ワーキンググループ（対象別に計8回程度）、関係機関との意見交換（2回程度）を実施

3. 大規模災害発生時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの府県、市町村、近畿地方環境事務所で平時及び発災時に取りべき対応について、引き続きワーキンググループ（1回程度）を通じて情報の共有を図る

4. 人材育成事業

- (1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会
- (2) 課題別研修会（3回程度）

5. 地域別出前講座

12地域程度において、一部事務組合とその構成市町村や近隣の複数市町村を対象に、1地域当たり2～3時間の内容で実施

6. 仮置場設置・運営訓練等の実施・運営に係る支援

6自治体程度を対象に、自治体が実施する災害廃棄物の仮置場や集積所の設置、運営といった演習や実地訓練などを支援

7. 府県及び市町村災害廃棄物処理計画改定に係る支援

6自治体程度を対象に、能登半島地震における災害廃棄物処理等で明らかになった課題や教訓（公費解体、し尿処理等）、水害対応、受援対応等も踏まえ、実効性のある計画案となるよう改定を支援

8. 行動計画の改定に係る検討

環境省本省が検討している災害廃棄物対策指針改定に係る方向性や改定内容、他ブロック行動計画の内容、改定状況等を踏まえ、現行動計画の改定内容について検討、整理

9. 府県及び市町村等の災害廃棄物処理計画の収集・整理

府県及び市町村（一部事務組合含む）の災害廃棄物処理計画の電子ファイル（非公開の計画を含む）を入手し、府県毎に閲覧できるように整理

4. 令和8年度のトピック

災害廃棄物処理体制等の充実を図るための地方支分部局の体制強化

- 3月6日(金)、「環境省設置法の一部を改正する法律案」が閣議決定。
- 環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、自治体支援機能を含む地方支分部局としての機能発揮を促進するため、名称を「地方環境局」に改める等の措置を講ずる（施行期日：令和8年7月1日）

災害廃棄物処理体制等の充実を図るための地方支分部局の体制強化

- 課題① 南海トラフ地震等の災害に備えた、**災害廃棄物対策に係る自治体支援機能の強化**
 - 災害廃棄物処理計画や災害支援協定等の策定・改定や研修・訓練実施等に係る自治体支援、発災時の広域処理のための事前調整、発災時に必要となる施設・設備等の各種基礎情報の把握、発災時における被災自治体支援機能の強化等に係る定員増
- 課題② **地域の生物多様性増進、広域的野生鳥獣保護管理・外来生物対策、地域の資源循環等の体制強化**
 - 地域における企業の自然資本経営の推進、クマ対策の促進、指定管理鳥獣対策・特定外来生物防除に係る交付金執行（本省から移管）や広域的保護管理戦略の策定、地域における資源循環プラットフォームの整備運用や地域の資源循環の取組の伴走支援等に係る定員増
- 課題③ 役割強化に応じた名称と組織改編
 - 名称を「地方環境事務所」から「**地方環境局**」へ（※各府省の地方支分部局のうち、複数都道府県にわたるブロック機関の名称が「局」でなく「事務所」なのは、環境省のみ。「事務所」は、他省では、ブロック機関の下に設けられる支所の名称の場合あり）
 - 局長の下で政策調整を行う「**次長**」を新設
 - 「資源循環課」を「**資源循環・災害廃棄物対策課**」に

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。

➢ 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足

➢ 民間の廃棄物処理場の活用の停滞

➢ 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日>

公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。

- 災害廃棄物を受け入れる民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度を創設。

- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。 ※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法